



事業主、労務担当者様
そのお悩み、ぜひ

専門家に相談 ください!

秘密
厳守

相談・
専門家派遣
無料

ひとつでもチェックがついたら、ご相談を!

- ☐ 年次有給休暇**5日間**の取得をしていない従業員がいる
- ☐ 1ヶ月に**45時間超残業**している従業員がいる
- ☐ **割増賃金(残業代)**の計算方法がわからない
- ☐ パートタイムに正社員と**同じ手当を支給**していない
- ☐ コロナ禍による、**テレワーク実施時の労務管理**が整っていない



ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

働き方改革の推進のため、中小企業・小規模事業者等を中心に就業規則の作成方法、非正規労働者の処遇改善、過重労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用等について働き方改革に取り組む事業主の皆様へ助言・提案などの相談支援を行います。

相談方法

- ① 企業訪問 (1社あたり最大6回)
- ② 電話・メール
- ③ センター来所
- ④ 出張相談会

熊本働き方改革推進支援センター

TEL 0120-041-124

受付時間 平日 9:00~17:00

住所 〒860-0025
熊本市中央区紺屋町 2-8-1 熊本県遺族会館 2-7

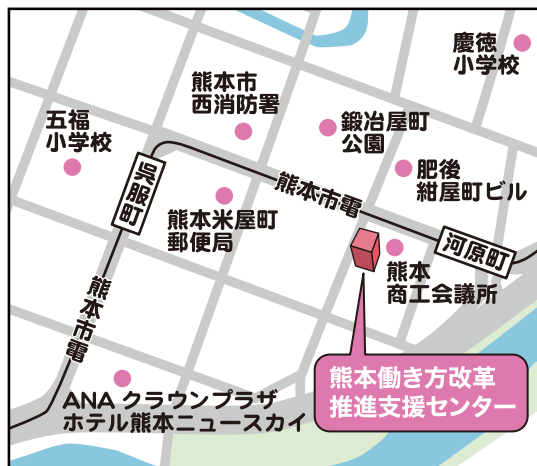
MAIL hk43@mb.langate.co.jp FAX 096-355-3492

[http:// 熊本働き方改革推進支援センター .site](http://熊本働き方改革推進支援センター.site)

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。

働き方改革 熊本

検索



年次有給休暇の 確実な取得

大企業・中小企業とも 2019 年 4 月～

時間外労働の 上限規制

大企業：2019 年 4 月～／中小企業：2020 年 4 月～

同一労働同一賃金

2020 年 4 月～

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の運用は、2021 年 4 月 1 日～

年次有給休暇の確実な取得とは

労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が 10 日以上全ての労働者に対し、毎年 5 日以上年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

時間外労働の上限規制とは

残業時間の上限は、協定を結んだうえで原則として月 45 時間・年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

同一労働同一賃金とは

正社員と非正規労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。



個別訪問申込書

FAX：096-355-3492



熊本働き方改革推進支援センター 宛

WEB 申込フォームはこちら ▶▶▶▶

事業場名				ご担当者 氏名	
所在地	〒 -				
連絡先	電話		E-MAIL		
	FAX				
訪問 希望日	・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ☐ オンライン相談希望 ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。				
相談内容 ✓をお付け 下さい	☐ 残業時間の上限規制への対応 ☐ 各種助成金の申請・活用方法 ☐ 36 協定（残業手続き） ☐ 同一労働・同一賃金（非正規労働者待遇改善） ☐ 就業規則・賃金規定等の見直し ☐ テレワークの導入方法 ☐ 育児・介護制度の整備 ☐ 年次有給休暇の取得義務 ☐ その他【 ☐ 人手不足の解消方法 ☐ 労働時間等の見直し ☐ 無期転換制度ルールへの対応 ☐ 生産性向上への対応 ☐ 賃金制度全般 ☐ 法改正に合わせた労務管理 ☐ 下請に対するしわ寄せ 】				

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL：privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和 3 年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について ☐ 同意する（チェックしてください）